

敦賀市の令和6～8年度の 保険料基準額:75,600円(年額)

段 階	対 象 者			保険料率	保険料年額	
第1段階	・生活保護受給者の方 ・本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方			基準額×0.285*	21,500円	
	・世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の、その他の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方					
第2段階	本人が 市民税非課税	市民税 非課税世帯	本人の前年の その他の 合計所得金額 + 課税年金収入額	80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.435*	32,800円
第3段階				120万円を超える方	基準額×0.735*	55,500円
第4段階		市民税 課税世帯		80万円以下の方	基準額×0.9	68,000円
第5段階				80万円を超える方	基準額×1.0	75,600円
第6段階		本人が市民税課税		本人の前年の 合計所得金額	120万円未満の方	基準額×1.2
第7段階	120万円以上210万円未満の方		基準額×1.3		98,200円	
第8段階	210万円以上320万円未満の方		基準額×1.5		113,400円	
第9段階	320万円以上420万円未満の方		基準額×1.7		128,500円	
第10段階	420万円以上520万円未満の方		基準額×1.8		136,000円	
第11段階	520万円以上620万円未満の方		基準額×1.9		143,600円	
第12段階	620万円以上720万円未満の方		基準額×2.0		151,200円	
第13段階	720万円以上の方		基準額×2.1		158,700円	

* 軽減制度により第1段階の保険料率は、0.455→0.285

第2段階の保険料率は、0.635→0.435

第3段階の保険料率は、0.74→0.735になります。